

令和 8 年度 事後評価調書

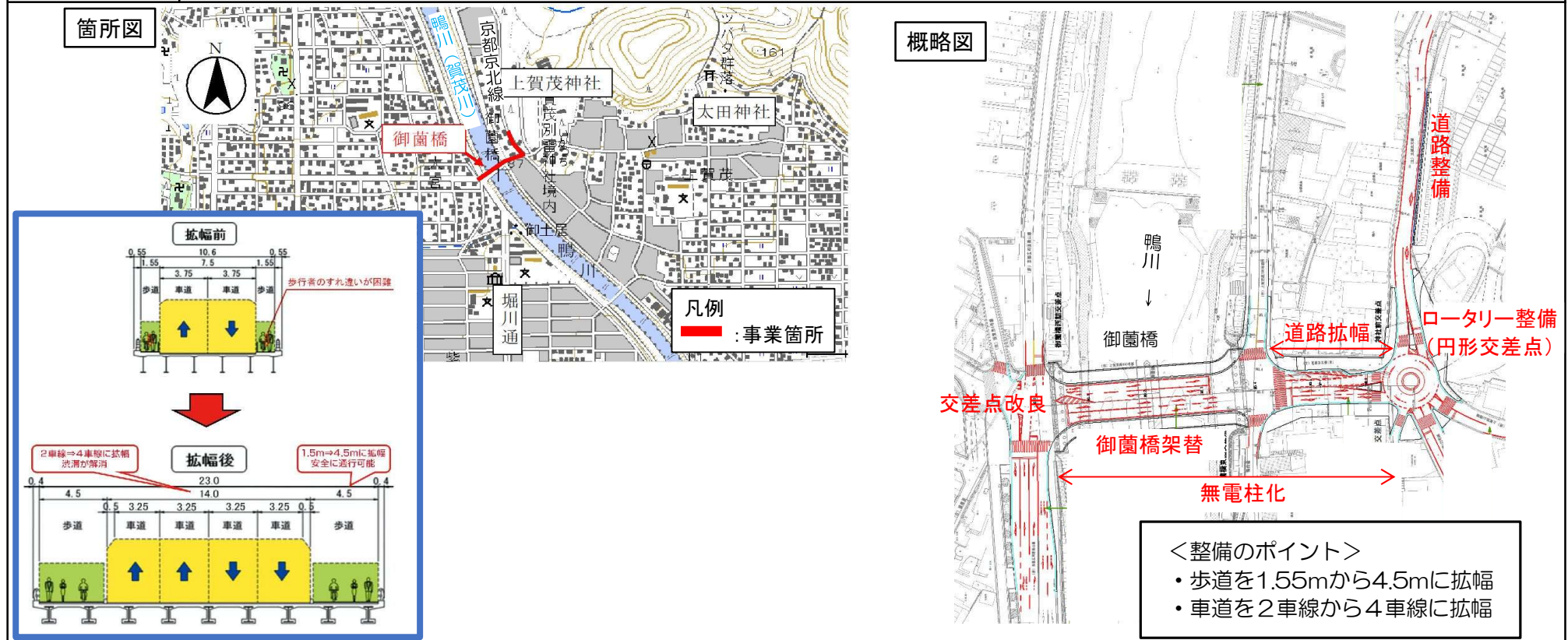
令和8年度 京都市公共事業評価(事後評価)事業調書

No. 1

1 事業の概要

担当：建設局道路建設室

事業名	道路事業 御菌橋改築		事業区間	目:京都市北区上賀茂御菌口町 至:京都市北区紫竹上堀川町	
事業の目的 及び概要	橋りょうの架替えで安心安全で快適な道路交通を確保 御菌橋は、昭和12年に鴨川に架設された橋りょうで、幅員が狭く慢性的に交通渋滞を招いており、歩道も狭く歩行者同士の離合も困難な状況であった。また、本橋は、賀茂別雷神社(上賀茂神社)に隣接し葵祭の巡行の最後を飾るなど、鴨川に架かる橋の中でも歴史的な意味合いが強く、デザインについても景観や周辺環境との調和が求められていた。さらに、本橋は第2次緊急輸送道路上にあり、橋の耐震性能の確保も求められていた。 以上を踏まえ、本事業は、橋りょうの架替えによる耐震性能、景観の向上及び必要な幅員を確保するとともに、本橋東側の道路拡幅や無電柱化を実施することで、歩行者等の安全性の確保や道路交通の円滑化を図ることを目的とした。				＜主な事業効果＞ ・渋滞解消 ・安全な歩行空間の確保 ・耐震性能の向上
	延長又は面積：L＝300m		代表的な幅員：W＝23m		用地買収面積：A＝690.46㎡
					全体事業費：C＝30.09億円



2 事業効果等の確認

道路事業 御蔭橋改築

(1) 事業の実施状況

都市計画決定	-	全体事業費	新規(初回) (H25新規採択時)	前回 (H25新規採択時)	実績 (R3完成時)	市民一人当たりのコスト (総事業費／市総人口) 2,070 円/人
事業採択	平成25(西暦2013)年度		27.00 億円	27.00 億円	30.09 億円	
用地着手	平成26(西暦2014)年度	事業費の増減理由	消費税5%から10%の増税及び労務単価、資材単価の高騰により増加した。			
工事着手	平成27(西暦2015)年度					
完成 (当初) (実績)	令和2(西暦2020)年度 令和3(西暦2021)年度	事業期間の変更理由	橋りょうの老朽化修繕と耐震補強を並行して、効率的・効果的かつスピード感を持って推進するため、優先順位や具体的な目標を定めた「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」が平成23年12月に策定され、緊急輸送道路上で、かつ、架替予定の橋りょうであった御蔭橋は、令和2年度までに完了する予定となっていた。 しかし、関係機関(関電・NTT・京都府警・賀茂別雷神社(上賀茂神社)・上下水道局など)との協議が難航したことから、令和2年度内の完成を見送り、令和3年6月末に完成し、全面供用開始を行った。			
事業期間 (事業採択～完成)	平成25年度～ 令和3年度 (9年間)					
実施過程での課題や工夫等	・景観の配慮について 上賀茂神社が近接するなど、景観上、重要な位置にあることから、御蔭橋デザイン検討委員会により橋りょうのデザイン方針を決定した。 高欄は上賀茂神社内の舞殿の手摺を参考にした形状にし、歩道舗装は疑石平板にするなど、周囲の景観と調和するデザインを取り入れた。 ・事業により伐採したケヤキ(大木)の再利用について 事業により伐採の必要が生じたケヤキについて、地元から思い出のあるケヤキを再利用したいとの要望を受けたため、地元関係者とケヤキの利用方法についての協議を行い、御蔭橋東詰の遊歩道に設置されていたベンチ2基をケヤキを再利用したものに更新したほか、鴨川遊歩道に設置されたギャラリーに、ケヤキプレートを使用し展示物を設置した(ベンチとギャラリーは京都府京都土木事務所が設置・管理)。					

(2) 事業を巡る社会経済情勢や地域状況等の変化

- ・本事業に併せて、賀茂別雷神社(上賀茂神社)が宮前広場及び駐車場周辺の整備(※)を同時に行ったことで、安全性と利便性が大きく向上した。
- ※各バス停(市バス・観光バス・大学シャトルバス)の広場西側への集約、歩行者専用の参道空間創出、架替え後の御蔭橋からの眺めを配慮した大鳥居の新設など

(3) 上位計画における事業の位置付け等

計画名	事業の位置付け(事業によって推進した施策・取組)
はばたけ未来へ！京プラン2025(京都市基本計画)	都市の活力やレジリエンスの向上に向けた道路整備(政策分野25 道と公園・緑)
京都市都市計画マスタープラン	緊急輸送道路における橋りょうの耐震化、道路拡幅、無電柱化
京都市地域防災計画	耐震補強及び老朽化修繕を効率的、効果的に推進 災害に強い無電柱化の促進
いのちを守る橋りょう健全化プログラム	緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強による橋りょうの健全化

(4) 指標による評価

事業の投資効果	費用便益分析 (B/C)	=	1.47	B/Cは新規採択時(平成25年度)の値
---------	--------------	---	------	---------------------

(5) 事業実施に伴う各種効果等

- ①車道拡幅により交通渋滞が解消された(渋滞長:140m→0m)
- ②整備前に比べて、歩行者及び自転車の交通量は増加している(自転車:約1.9倍、歩行者:約1.7倍)が、歩道を拡幅したことで、安心して歩行・走行できる環境を実現した
- ③橋りょうの架替えにより耐震性能が確保され、緊急輸送道路としての信頼性が向上した(耐震性能3未満→耐震性能2に向上)
- ④橋りょうの構造が3径間から2径間になったことで、河積阻害面積が減少し、鴨川の治水安全度が向上した
- ⑤道路拡幅や無電柱化、横断歩道等の整備による道路環境の改善によって、交通事故を未然に防ぐ効果や、緊急車両の通行の円滑化が向上した。
- ⑥御菌橋の架け替えに併せて実施した上加茂神社前のロータリー整備によって、全流入部において一時停止とし、環道交通を優先として流入交通が環道交通を妨げない等の整備により安全性が向上した。(警察署の意見:ヒヤリハット等の苦情減少、消防署の意見:消火活動の効率が上がった、バス事業者:バスの定時性が向上した)

3 対応方針案

今後の事後評価の必要性	交通量調査やヒアリング調査等により、本事業による効果が確認できたことから、今後、事後評価を行う必要はない。
改善措置の必要性	交通渋滞の緩和、安全性の確保、防災性の向上など、本事業の効果を確認できたことから、改善措置を行う必要はない。
同種事業の計画・調査のあり方 事業評価の手法等について	本事業で用いた手法により、事業効果を確認できたことから、本市としては、事業評価の手法等の見直しの必要性はないと考える。

【参考資料等】



事業名

道路事業 御園橋改築

全景(上空から撮影)



《客観的評価指標》

道路事業 御蘭橋改築

(1) 政策分野

※■は、下の(2)で有効と判断する評価指標がある政策分野

■ 環境	☐ 人権・男女共同参画	☐ 市民生活とコミュニティ	■ 市民生活の安全	☐ 文化	☐ スポーツ	☐ 産業・商業
■ 観光	☐ 農林業	☐ 大学	☐ 国際	☐ 子ども・若者支援	☐ 障害者福祉	☐ 地域福祉
☐ 健康長寿	☐ 保健衛生・医療	■ 学校教育	☐ 生涯学習	■ 危機管理・防災・減災	■ 歩くまち	☐ 土地・空間利用と都市機能配置
■ 景観	☐ 建築物	☐ 住宅	■ 道と公園・緑	☐ 消防・救急	☐ 暮らしの水	

(2) 事業の効果や必要性を評価するための指標 《道路・街路事業》

※該当する指標は、□を■に変更し、指標チェックの根拠を記入
計画変更等により、チェックが外れる場合は、■を□に変更し、外した理由を記入

		指標(期待される効果) ※赤字は主要項目	指標チェックの根拠又は外した理由
環境	環境の保全・回復	■ 自動車からのCO2(二酸化炭素)、NOX(窒素酸化物)、SPM(浮遊粒子状物質)の排出量削減	車線数増による渋滞緩和
		☐ 自動車からの騒音の低減効果	
		☐ 市街地における雨水浸透を推進、ヒートアイランド現象の緩和や健全な水循環系の回復に寄与	
		☐ 都市の緑化を推進、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止に寄与	
市民生活の安全	交通事故防止の推進	■ 人と車両との分離等、安全な歩行空間を確保	歩道拡幅、無電柱化等
		☐ 走行位置の整理や見通し不良・視認性の改善等、交通安全性が向上	
観光	京都観光の振興	■ 主要な観光スポットへのアクセスが向上	賀茂別雷神社(上賀茂神社)
		■ 観光に関わる利便性向上やイメージアップ等、京都観光の振興に寄与	賀茂別雷神社(上賀茂神社)
障害者福祉	ユニバーサルデザインの普及促進	☐ すべての人にとって安心・安全で利用しやすい、バリアフリーな公共施設を提供	
学校教育	通学路の安全対策	■ 通学路・児童の移動経路における交通安全性が向上、または新たな経路として利用	加茂川中学校
危機管理・防災・減災	地域防災力の向上	☐ 避難所・緊急避難場所・広域避難場所・避難救助拠点へのアクセスが向上	
		■ 緊急輸送道路としての信頼性(災害時における安定的な通行等)が向上	第二次緊急輸送道路
		☐ 主要な道路の通行止め時、代替道路として利用(リダンダンシー※の確保) ※多重化、代替手段・備えがある状態	
		☐ 事前通行規制区間(大雨による通行止め)等における通行止めの発生リスクの低下	

歩くまち	公共交通優先のまちづくり	☐ 鉄道駅・バスターミナルへのアクセス向上や交通結節機能の強化等、公共交通利用を推進	
	歩いて楽しいまちづくり	■ 路線バスの時間信頼性(定時運行)の向上や新路線の設置等、バスの利便性が向上	車線数増による渋滞緩和
	自転車利用環境の向上	■ ゆとりある歩道幅員や路面の整備等、快適な歩行空間を提供	歩道拡幅
		■ 歩行者との分離や走行位置の見える化等、自転車の走行快適性が向上	歩道拡幅
土地・空間利用と都市機能配置	土地利用の促進	☐ 沿道での開発等、土地利用の促進	
	魅力と活力のある都市づくり	☐ 地域資源の活用等、特色あるまちづくりに貢献	
景観	景観の保全・創出	■ 景観を阻害する要因の除去や自然・歴史的な景観との調和等、良好な景観の保全・創出	無電柱化、御園橋(高欄、桁隠し等)
道と公園・緑	円滑な移動・輸送の確保 都市環境の向上	■ 幅員狭小・離合困難な箇所等の解消、または当該箇所の回避が可能	車線数増、歩道拡幅
		■ 地域の主要渋滞箇所における渋滞緩和等、交通の混雑状況を改善	車線数増
		☐ 高速道路・国道等と連携した広域的な道路ネットワークを形成、または補完路として利用	
		■ 移動時間の短縮・ばらつき(渋滞による遅延等)の縮小等、到着時間の信頼性が向上	車線数増による渋滞緩和
		☐ 重要物流道路の整備等、安定的な物流・輸送の確保に寄与	
		■ 自動車交通の分散・転換や渋滞緩和等、生活道路に流入する通過交通を抑制	車線数増による渋滞緩和
		■ 歩行者との分離や路面の整備等、自動車の走行快適性が向上	歩道の新設等
		■ 地域の主要な施設(区役所等の公共施設や大規模な生活利便施設等)へのアクセスが向上	賀茂別雷神社(上賀茂神社)
消防・救急	安心・安全なまちづくり	■ 救急医療施設(二次)へのアクセスが向上	耐震性能の向上、車線数増
		☐ 袋路や細街路、密集住宅地等で、消防・救急活動に支障がある地域の解消	
		☐ 火災時の延焼遮断帯としての効果	
くらしの水	雨に強いまちづくり	☐ 市街地における雨水浸透を推進、雨水の流出を抑制	
その他の効果や必要性 (事業特有の効果・新たな指標の追加等)		☐	
		☐	
		☐	
特記事項			

令和8年度 京都市公共事業評価(事後評価)事業調書

No. 2

1 事業の概要

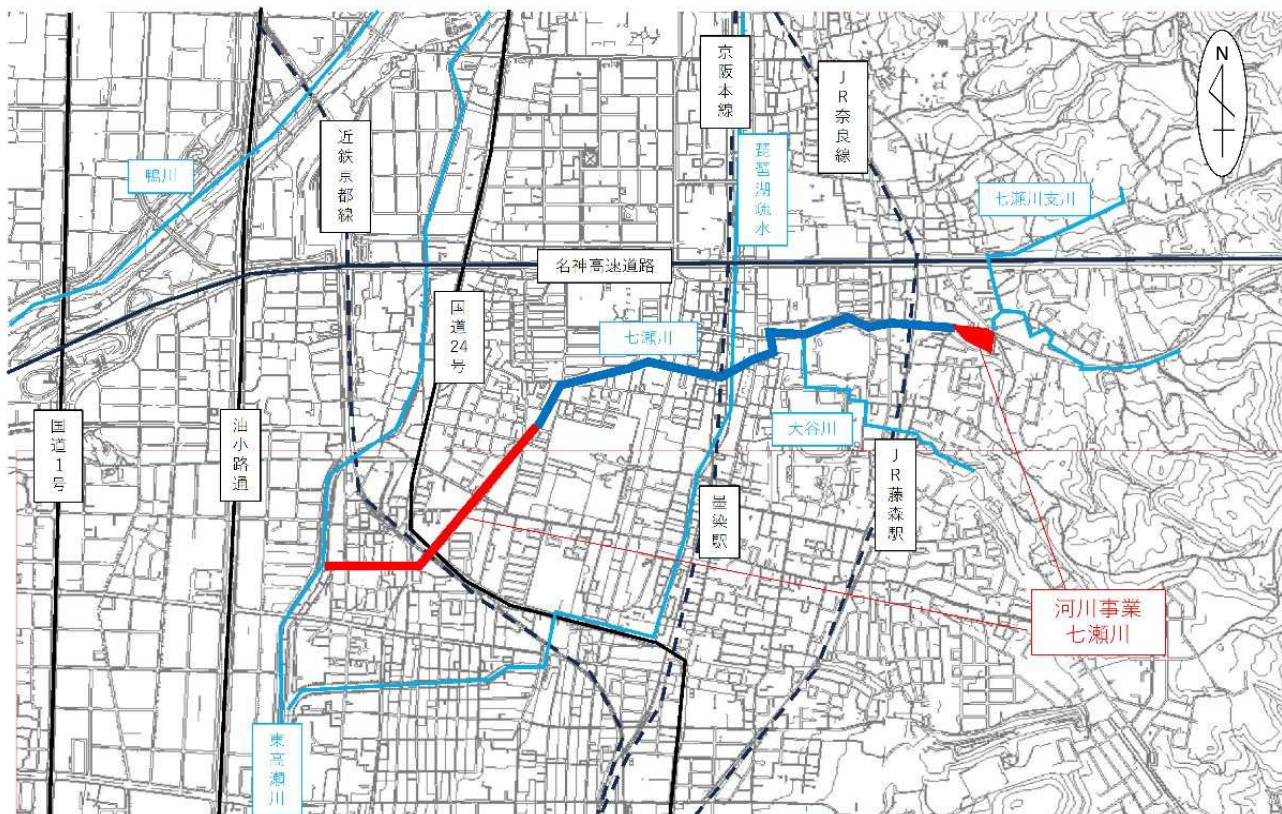
担当:建設局土木管理部河川整備課

事業名	河川事業 七瀬川	事業区間	伏見区竹田狩賀町(東高瀬川合流部) ～ 伏見区深草大亀谷東久宝寺町(遊水地)
事業の目的 及び概要	七瀬川の安心・安全が大きく向上しました		
	本河川は、伏見区を東西に流れ、一級河川東高瀬川に合流している都市河川である。しかし、河道断面が小さいことから治水安全度が全川的に低く、浸水被害が発生していたため、治水安全度向上を目的として河道断面の拡大及び豪雨時に増水した流水の一部を一時的に貯留する遊水地の設置を行った。 整備に当たっては、一部区間において下部を治水施設、上部をせせらぎ河川とする二層式河川を採用し、水と緑豊かな水辺空間を創出するとともに、全川にわたり治水効果を発揮する遊水地の設置を行った。		
	延長又は面積： L=1,095m (950+145)	代表的な幅員：W=10.80～15.70m	用地買収面積： $A=5,039\text{m}^2$ (167+4,872) 全体事業費：C=110.8億円

<主な事業効果>

- ・治水安全度の向上
- ・水と緑豊かな水辺空間の創出

箇所図

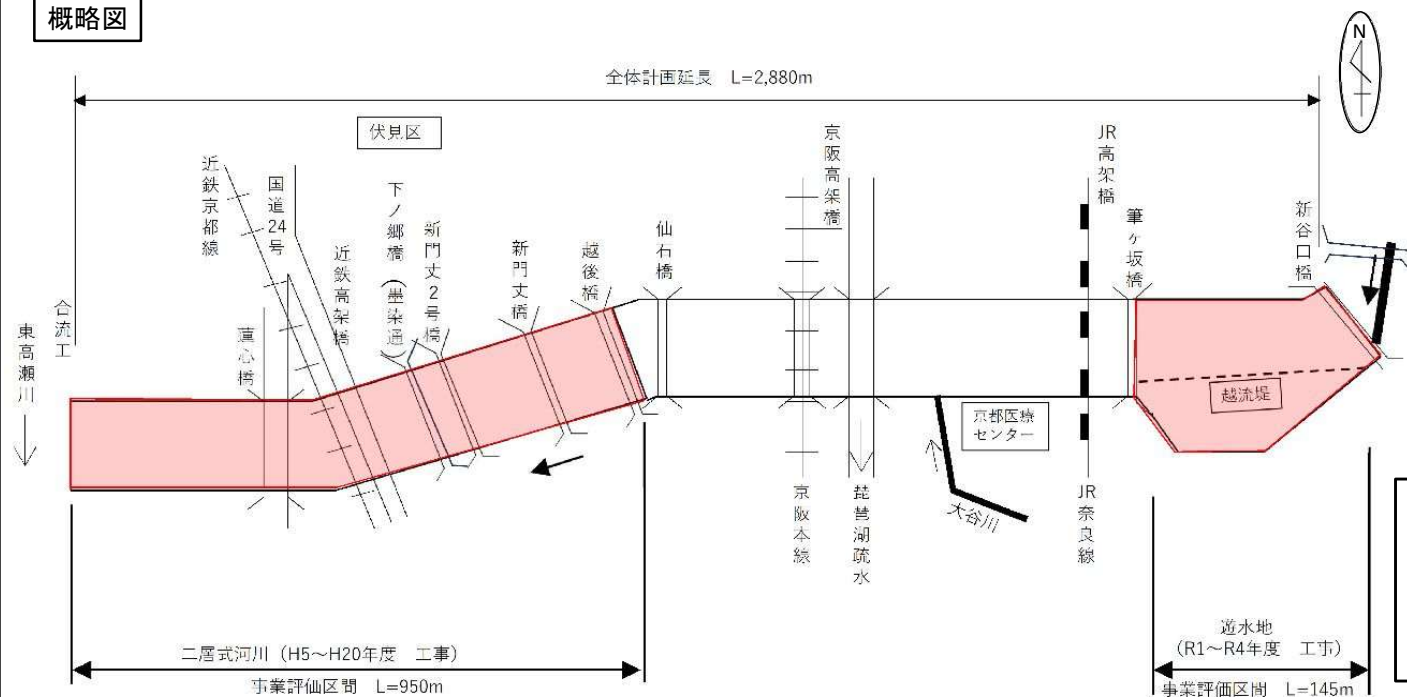


凡例

■ : 事業箇所

事業名	河川事業 七瀬川
-----	----------

概略図

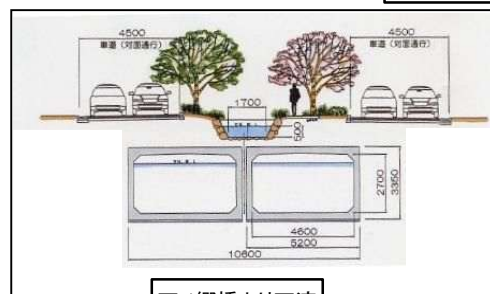


<整備のポイント>

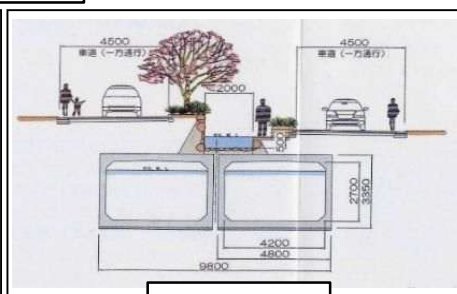
- ・二層式河川の整備により、治水安全度の向上と地域環境の整備に貢献
- ・遊水地は憩いの広場としても活用

事業概要図

(二層式河川)

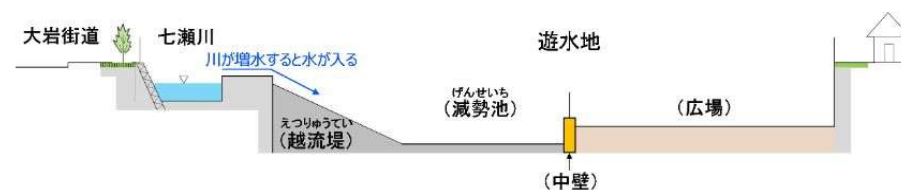


下ノ郷橋より下流



下ノ郷橋より上流

(遊水地)



事業名

河川事業 七瀬川

写真

(二層式河川)



せせらぎ河川

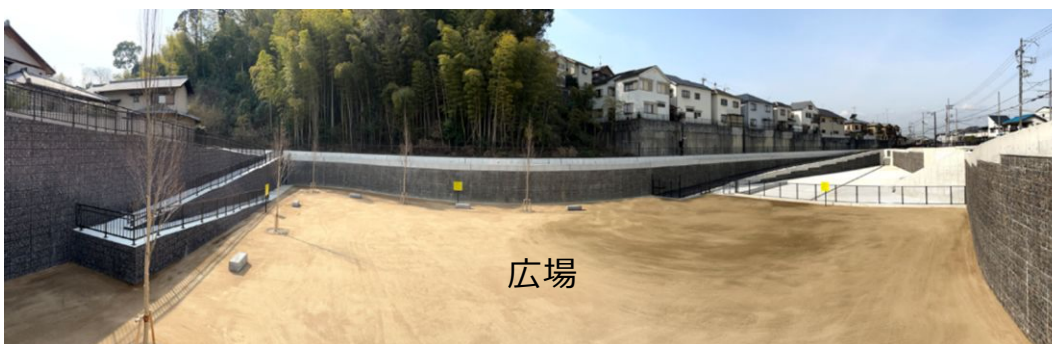


下部河川

(遊水地)



減勢池



広場

2 事業効果等の確認

河川事業 七瀬川

(1) 事業の実施状況

都市計画決定	—	全体事業費	新規(初回) (H13年度再評価時)	前回 (R3年度再評価時)	実績 (R4年度完成時)	市民一人当たりのコスト (総事業費／市総人口) 7,647 円/人
事業採択	平成4(1992)年度		96.62 億円	109.56 億円	110.80 億円	
用地着手	平成4(1992)年度 <th rowspan="2">事業費の増減理由</th> <td colspan="3" rowspan="2">・労務や資材の価格上昇、消費税率(5%→8%→10%)の引き上げ</td>	事業費の増減理由	・労務や資材の価格上昇、消費税率(5%→8%→10%)の引き上げ			
工事着手	平成5(1993)年度					
完成 (当初 実績)	平成13(2001)年度 令和4(2022)年度	事業期間の 変更理由	・厳しい財政状況のもと、氾濫想定区域内に資産が集中している河川や、下水道等の他事業と連携した整備を要する箇所への重点投資を推進した結果、本事業において当初想定していた予算配分に至らない期間が生じたため。 ・用地買収交渉が難航し、事業用地の確保に不測の年月を要した。			
事業期間 (事業採択～完成)	31年間					
実施過程での 課題や工夫等	・親水空間の創出(二層式河川) 上部河川への植栽や、水辺へアクセスできる階段・スロープを設置し、住宅密集地に親水空間を整備した。 ・最適な越流堤の設計(遊水地) 水理模型実験によって最適な越流堤の形状を決定し、川が溢れそうになる一番危険なタイミングに、目標通りの量の水(5.0m³/s)を遊水地にしっかり流入させるようにした。 ・遊水地の安全性・利便性の確保 遊水地に水が溜まっていない平常時は、広場として利用できる施設を整備した。底面を「減勢池」と冠水しにくい一段高い「多目的広場」に分割。さらに水位上昇時の自動警報設備(スピーカー・回転灯)を導入し、平常時利用の安全性を高めた。					

(2) 事業を巡る社会経済情勢や地域状況等の変化

- ・急速な宅地化の進行に伴い、流域の雨水流出量が増加している中、近年多発しているゲリラ豪雨などにより、京都市民全体の治水に対する関心度が高まっている。
- ・伏見区の宅地面積の割合が平成4年(事業採択時)は全体の約37%→令和4年は全体の約47%を占めている。
- ・事業区間付近では、過去に下記の浸水被害が発生している。
①平成1年9月5日(床下浸水:12戸)、②平成11年6月27日(床下浸水:2戸)、③平成25年9月16日(床下浸水:2戸)

(3) 上位計画における事業の位置付け等

計画名	事業の位置付け(事業によって推進した施策・取組)
はばたけ未来へ！京プラン2025(京都市基本計画)	雨に強いまちづくりを推進する河川・雨水幹線の整備等
京都市河川整備方針	一級河川の整備～国や京都府と進める川づくり～
水共生プラン	総合的な治水対策による治水安全度の向上

(4) 指標による評価

事業の投資効果	費用便益分析 (B/C)	=	1.25	B/Cは前回再評価時(令和3年度)の値
---------	--------------	---	------	---------------------

(5) 事業実施に伴う各種効果等

- ・直近で浸水被害が発生した平成25年9月16日の雨量は、近傍の深草観測所で39.0mm/hであったが、二層式河川区間付近では浸水被害が発生していないことから、二層式河川の整備効果が確認できた。
- ・遊水地整備完了後、上記と同規模若しくは同規模以上の雨量(深草観測局、令和6年8月25日:59.0mm/h、令和7年7月16日:37.5mm/h、令和8年7月2日:44.5mm/h)でも全川にわたり溢水・浸水被害が発生していないことから、河川改修の効果が確認できた。

3 対応方針案

今後の事後評価の必要性	過去に発生した浸水被害時と同程度以上の雨量でも浸水被害が発生しておらず、本事業による効果が確認できたことから、今後、事後評価を行う必要はない。
改善措置の必要性	浸水被害の発生が抑えられ、流下能力の拡大を図った本事業の整備効果を確認できたことから、改善措置を行う必要はない。
同種事業の計画・調査のあり方 事業評価の手法等について	本事業で用いた手法により、事業効果を確認することができた。事業評価の手法等の見直しの必要性はないと考える。

【参考資料等】

遊水地の越水履歴(令和7年7月16日)



《客観的評価指標》

河川事業 七瀬川

(1) 政策分野

※■は、下の(2)で有効と判断する評価指標がある政策分野

☐ 環境	☐ 人権・男女共同参画	■ 市民生活とコミュニティ	☐ 市民生活の安全	☐ 文化	☐ スポーツ	☐ 産業・商業
☐ 観光	☐ 農林業	☐ 大学	☐ 国際	☐ 子ども・若者支援	☐ 障害者福祉	☐ 地域福祉
☐ 健康長寿	☐ 保健衛生・医療	☐ 学校教育	☐ 生涯学習	■ 危機管理・防災・減災	■ 歩くまち	■ 土地・空間利用と都市機能配置
■ 景観	☐ 建築物	☐ 住宅	☐ 道と公園・緑	☐ 消防・救急	■ 暮らしの水	

(2) 事業の効果や必要性を評価するための指標 《河川事業》

※該当する指標は、□を■に変更、指標チェックの根拠を記入
計画変更等により、チェックが外れる場合は、■を□変更、外した理由を記入

政策分野とキーワード		指標(期待される効果) ※赤字は主要項目	指標チェックの根拠又は外した理由
環境	環境の保全・回復	■ 多様な生物が生息・生育・繁殖する自然環境の保全・再生	せせらぎ水路の整備
		☐ 都市の緑化を推進、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止に寄与	
市民生活とコミュニティ	地域コミュニティの活性化	■ 地域の交流機会が増える、居場所や活動の場として利用	せせらぎ水路、遊水地(広場)の整備
		■ 地域活動への参加を促す、きっかけ・仕組みづくりに寄与	せせらぎ水路、遊水地(広場)の整備
観光	京都観光の振興	☐ 観光に関わる利便性向上やイメージアップ等、京都観光の振興に寄与	
農林業	事業環境の安定	☐ 浸水被害の発生リスクの低下、経営の安定に寄与	
		☐ 農林業関連施設の更新等、作業環境の安定に寄与	
危機管理・防災・減災	《水害の被害指標》	☐ 過去に発生した浸水被害 《0回》	
		■ 浸水想定区域の面積推計 《3.4ha》	想定条件:10年に1度の降雨確率で発生する大雨
		■ 浸水想定区域の人口推計 《280人》	事業効果検証業務委託(七瀬川)H28キクチコンサルタントより
		■ 浸水想定区域の災害時要援護者数の推計 《88人》	事業効果検証業務委託(七瀬川)H28キクチコンサルタントより
		☐ 浸水想定区域の医療・社会福祉・防災拠点施設 《0箇所》	
		☐ 浸水想定区域の主要な道路・鉄道 《該当なし》	
歩くまち	歩いて楽しいまちづくり	■ 河川沿いの散策道の整備等、水辺の歩行空間を提供	せせらぎ水路の整備
土地・空間利用と都市機能配置	土地利用の促進	■ 浸水被害の発生リスクの低下、土地利用の促進	治水安全度の向上
	魅力と活力のある都市づくり	☐ 地域資源の活用等、特色あるまちづくりに貢献	

景観	景観の保全・創出	■ 景観を阻害する要因の除去や自然・歴史的な景観との調和等、良好な景観の保全・創出	せせらぎ水路の整備
道と公園・緑	都市環境の向上	☐ 事業区域内の道路・公園等のインフラを再整備、都市環境の向上に寄与	
消防・救急	安心・安全なまちづくり	☐ 消火用水として利用等、火災時の消防活動をサポート	
		☐ 火災時の延焼遮断帯としての効果	
くらしの水	雨に強いまちづくり 《整備計画の指標》 水と共に生きるまちづくり	■ 流域の治水安全度が向上	10年に1度の降雨確率で発生する大雨に対応
		■ 整備目標(計画流量)に対する、整備前の流下能力 《最も厳しい部分で、約22%》	事業効果検証業務委託(七瀬川)H28キクチコンサルタントより
		■ 浸水被害の発生リスクの低下、不安の軽減効果	治水安全度の向上
		■ 大雨時に雨水を一時的に貯留等、雨水の流量調整効果	遊水池の整備
		☐ 関連する雨水幹線や下水道の整備と連携、総合治水対策を推進	
		■ 親しみやすい水辺空間の創出	せせらぎ水路、遊水地(広場)の整備
その他の効果や必要性 (事業特有の効果・新たな指標の追加等)		☐	
		☐	
		☐	
特記事項			

令和8年度 京都市公共事業評価(事後評価)事業調書

No. 3

1 事業の概要

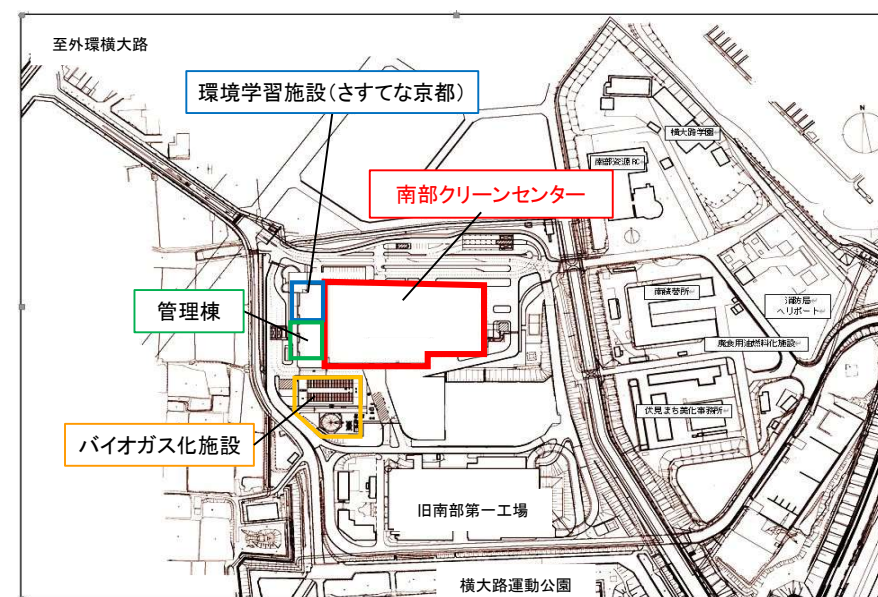
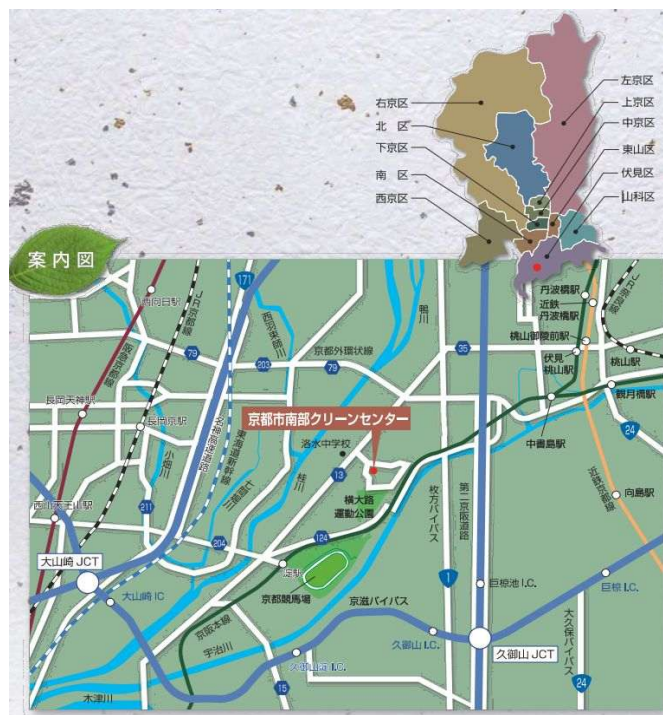
担当:環境政策局適正処理施設部施設整備課

事業名	南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業	事業区間	京都市伏見区横大路八反田29 番地他
事業の目的 及び概要	ごみからのエネルギー回収の最大化・楽しく学べる環境学習拠点の整備 京都市では、ごみの減量・再資源化等の推進により、平成25年1月からクリーンセンターの3工場体制(最大5工場体制)を実現させるとともに、京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)に基づき、将来にわたってごみの適正処理を安定的に維持するために、平成19年3月に休止した南部クリーンセンター第二工場の既存施設を解体撤去し、旧第一工場(令和3年3月休止)に代わる新たなごみ処理施設を整備したものである。 建て替えにあたり、ごみからのエネルギー回収の最大化(ごみの焼却時に発生する熱による発電やバイオガス化)を図るとともに、市民が楽しく学べる「環境学習拠点の整備(さすてな京都)」も取り組んだ。 【施設規模】 ・焼却施設 : 施設規模 500トン/日(250トン/日×2基)、型式 ストーカ式連続運転式焼却施設 ・バイオガス化施設 : 施設規模 60トン/日(30トン/日×2基) ・選別資源化施設 : 高速回転式破砕機 140トン/日、堅型切断機 40トン/日		
	延長又は面積: 約163,000m² 全体事業費: C=315.2億円		

＜主な事業効果＞

- ・将来にわたるごみ処理能力を確保
- ・エネルギー回収の最大化による温室効果ガス削減
- ・環境学習機会の創出

箇所図



事業名

南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

＜整備のポイント＞

- ・ごみからのエネルギー回収の最大化
- ・環境学習拠点の整備



事業開始前(南東上空から撮影)



事業完了後(南西上空から撮影)

2 事業効果等の確認

南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

(1) 事業の実施状況

都市計画決定	昭和46(1971)年度	全体事業費	新規(初回) (H24時点)※	前回	実績 (R1完成時)	市民一人当たりのコスト (総事業費／市総人口) 21,428 円/人
事業採択	平成27(2015)年度		約 378 億円	— 億円	315.20 億円	
用地着手	—	事業費の増減理由	整備内容の精査により、事業費が削減された。 ※新規採択時評価制度が導入される以前に新規採択された事業であるため、明確に建設費が公表された H24年の予算措置時点の金額。			
工事着手	平成27(2015)年度					
完成 (当初) (実績)	令和元(2019)年度 令和元(2019)年度	事業期間の変更理由				
事業期間 (事業採択～完成)	5年間					
実施過程での 課題や工夫等	同敷地内にある第一工場を稼働しながら工事する必要があったため、搬入車両の動線を確保しながら工事を行う等の工夫を行った。					

(2) 事業を巡る社会経済情勢や地域状況等の変化

○市の施策とごみ受入量の推移 ・平成12(2000)年度 82万トン (ピーク時) ・平成18年 市民のごみ処理にかかるコスト意識向上やごみ減量、分別によるリサイクルを促すため、家庭ごみの有料指定袋制を開始 ・平成27年 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、市民や事業者の一般廃棄物の分別について義務化 ・令和元(2019)年度 40.9万トン ・令和6(2024)年度 36.5万トン ○京都市循環型社会推進基本計画の変遷 ・平成15年12月 京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～ ・平成22年3月 京都市循環型社会推進基本計画(2009－2020) みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン ・平成27年3月 京都市循環型社会推進基本計画(2015－2020) 新・京都市ごみ半減プラン～資源の更なる有効利用と環境負荷の低減を目指して～ ・令和 3年3月 京都市循環型社会推進基本計画(2021－2030) 京・資源めぐるプラン ・令和 8年3月 京都市循環型社会推進基本計画(2021－2030) 京・資源めぐるプラン2025改定版 ○クリーンセンターの5工場体制から3工場体制へ ・平成17年度～ 5工場→4工場 ・平成25年度～ 4工場→3工場

(3) 上位計画における事業の位置付け等

計画名	事業の位置付け(事業によって推進した施策・取組)
京都市基本計画(第1期)	第3節－1－(3)－カ 廃棄物処理施設の整備
京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)	ごみからのエネルギー回収の最大化・環境負荷を低減するごみの適正処理

(4) 指標による評価

事業の投資効果	費用便益分析 (B/C)	=	—	
---------	--------------	---	---	--

(5) 事業実施に伴う各種効果等

【焼却施設】

- ・令和元年度におけるごみ受入量:40.9万トンから、クリーンセンターの稼働率(80%)を考慮した一日当たりのごみ受入量は1,400トン/日となる。次に、本市の稼働中のクリーンセンターの処理量は、東北部クリーンセンター:700トン/日、北部クリーンセンター:400トン/日、南部クリーンセンター:500トン/日であり、合計1,600トン/日となることから、本事業を実施したことにより、令和元年度の稼働開始時点で、ごみの処理能力は不足していない。なお、ごみの受入量については、令和元年度以降も減少しており、処理能力の不足はない。
- ・焼却熱を利用した高効率なごみ発電(旧南部クリーンセンター第二工場にはごみ発電は設置されていない)
(令和6年度実績 発電量:78.2GWh ・ 売電収入:859百万円 ・ 発電量に相当するCO₂削減量:26,118t-CO₂)

【バイオガス化施設】

- ・バイオガス化施設による処理により、ごみ焼却量が減少。(年間約1万トン)
- ・発生したバイオガスを燃料とした発電
(令和6年度実績 発電量:6.6GWh ・ 売電収入:191百万円 ・ 発電量に相当するCO₂削減量:1,503t-CO₂)

【環境学習施設】

- ・南部クリーンセンターに併設されている環境学習施設「さすてな京都」について、令和元年10月の開館以来の累計来館者数20万人を達成(令和7年6月)。

3 対応方針案

今後の事後評価の必要性	ごみの適正処理やエネルギー回収、施設の利活用等、本事業による効果が確認できたことから、今後、事後評価を行う必要はない。
改善措置の必要性	ごみの適正処理が維持されていることが確認できたことから、改善措置を行う必要はない。
同種事業の計画・調査のあり方 事業評価の手法等について	本事業で用いた手法により、事業効果を確認できた。事業評価の手法等の見直しの必要性はないと考える。

【参考資料等】

○バイオガス化施設



○さすてな京都



《客観的評価指標》

南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

(1) 政策分野

※■は、下の(2)で有効と判断する評価指標がある政策分野

■ 環境	☐ 人権・男女共同参画	☐ 市民生活とコミュニティ	☐ 市民生活の安全	☐ 文化	☐ スポーツ	☐ 産業・商業
☐ 観光	☐ 農林業	☐ 大学	☐ 国際	☐ 子ども・若者支援	☐ 障害者福祉	☐ 地域福祉
☐ 健康長寿	☐ 保健衛生・医療	☐ 学校教育	☐ 生涯学習	☐ 危機管理・防災・減災	☐ 歩くまち	■ 土地・空間利用と都市機能配置
☐ 景観	☐ 建築物	☐ 住宅	☐ 道と公園・緑	☐ 消防・救急	■ 暮らしの水	

(2) 事業の効果や必要性を評価するための指標 《廃棄物処理事業》

※該当する指標は、□を■に変更し、指標チェックの根拠を記入

計画変更等により、チェックが外れる場合は、■を□に変更し、外した理由を記入

政策分野とキーワード		指標(期待される効果) ※赤字は主要項目	指標チェックの根拠又は外した理由
環境	環境の保全・回復	■ 施設整備規模は、計画目標年次におけるゴミ処理量に対し適正である	目標年次における想定ゴミ量からの施設規模算出
		■ ゴミ処理施設ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進する	選別資源化施設の設置
		☐ 減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する	
		☐ 汚泥リサイクルが可能である	
		☐ ゴミの減量化等につながるソフト施策と連携した事業である	
		■ ダイオキシン対策推進のため、国の施設基準、維持管理基準に適合させるための事業である	排ガス排出基準の遵守
		☐ 高度な環境保全対策が講じられた信頼性・安全性の高い施設整備である	
		☐ 既存施設を活用した事業である	
		■ 焼却せざるを得ない場合には、焼却時に発電を実施する	蒸気タービンによる発電
		☐ 産業廃棄物の適正な処理が実施されるようになる	
		■ 施設整備に合わせ、緑地を確保し、潤いのある空間創出に配慮した計画である	ビオトープ、管理棟屋上・壁面緑化
		☐ 当該事業が小規模な廃棄物処理施設を集約し、焼却施設的全連続化、焼却能力の大型化が図られる	
		☐ 当該事業は小規模施設を集約した大規模施設整備である	
土地・空間利用と都市機能配置	土地利用の促進	☐ 「ごみ処理の広域化計画について」に基づく広域化のための他市町村のごみ処理も行うこととなる	
	魅力と活力のある都市づくり	■ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している	
		☐ 他の公共事業計画との連携や支援する事業である	

くらしの水	水環境の保全等	☐ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入の廃止につながるとともに、衛生的な陸上処理が実施可能となる	
		☐ し尿及び生活雑排水の処理を推進する	
		☐ 当該事業地区周辺において、水質汚濁防止法に基づく水質規制等により、高度な処理を行う必要がある	
		☐ 水環境の保全が図られる	
		☒ 施設整備に合わせ、緑地を確保し、潤いのある空間創出に配慮した計画である	ビオトープ、管理棟屋上・壁面緑化
その他の効果や必要性 (事業特有の効果・新たな指標の追加等)		☐	
		☐	
		☐	
特記事項			